移動サービス専用自動車保険について　事故対応編Q＆A

提供会員から「事故が起こった時の対応」について質問を受けた場合のQ＆Aです。

また、移動サービス専用自動車保険の保険会社は東京海上日動火災保険株式会社ですので、このQ＆Aでは「東京海上日動」と略して記載します。

1. 提供会員が、基本の事故対応（※１）を終了し、保険会社に連絡する段階となった場合、ファミリーサポートセンター（以下センター）に連絡したあと、自分の加入している任意保険会社に連絡すればよいのか？それとも、先に自分の加入している任意保険会社に連絡すればよいのか？

※１　基本の事故対応とは、「もしファミサポ活動中に事故が起こったら」に記載されている①ケガ人を救護②事故車を安全な場所へ③警察に連絡する④相手方を確認する⑤事故状況と目撃者の確認をする⑥その場では示談をしない

**→連絡の順番によって事故対応に支障をきたすことはないのでどちらでもよいが、センターに連絡してから自分の加入している任意保険会社に連絡が基本。**

1. 事故日が土日祝日でセンターが土日祝日休みの場合は、女性労働協会ならびに東京海上日動まで事故報告の到着が遅くなる可能性がある。基本の事故対応後、いつまでに女性労働協会ならびに保険会社に連絡すべきか？

**→基本の事故対応を行っていただければ、焦って頂く必要はない。休日等の関係で事故報告が即座にできない場合、保険会社からの連絡が遅れる可能性があることを、提供会員から予め事故の被害者にお伝えいただけるとトラブルを招きにくい。**

1. 提供会員が自分の加入している任意保険会社に連絡したとき、車両保険なしのプランの場合は、「対人対物は他の保険会社で対応してもらう」と伝えなければいけないが、どう話せば理解してもらえるか？

**→下記のとおり対応をお願いしたい。**

**(プラン共通)**

**任意保険会社への連絡は必ず行うようにしてください。**

**(車両保険なしのプランの場合)**

**「自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービス中に発生した事故に伴う対人・対物賠償責任を補償する保険に加入しており、対人・対物賠償部分についてはこちらの保険を使用する。車両保険のみ使いたい」と言って頂ければ問題ない。万が一、さらに詳しく聞かれた場合は女性労働協会へご相談ください。**

**(車両保険ありのプランの場合)**

**→「自家用自動車を用いて利用者を輸送するサービス中に発生した事故に伴う対人・対物賠償責任を補償する保険に加入しており、対人・対物賠償部分および車両保険についてはこちらの保険を使用する。事故の報告までに連絡した。(＋必要に応じてロードサービスの依頼)と言って頂ければ問題ない。万が一、さらに詳しく聞かれた場合は女性労働協会へご相談ください。**

④　車両保険なし・ありにかかわらず、車が破損しレッカーなどで事故車を移動させなければならない場合はどうしたらよいか？

**→移動サービス専用自動車保険は、2025年度よりロードアシストサービス※が車両保険あり・なしに関わらず追加補償となった。**

**事故の際は、車両保険がついていなくてもロードサービスが必要な事故の場合は、まずはセンターに連絡、その後、東京海上日動の「移動サービス専用自動車保険」専用ダイヤル（０１２０－３２１－４４８）に連絡をしてください。**

**「移動サービス専用自動車保険」専用ダイヤルは、協会が提供するこの保険に加入する提供会員向けに作成した「もしファミサポ活動中に事故が起こったら」(別途様式提供)**

**に各センターの証券番号と専用ダイヤル番号を追記してお渡しください。**

**※ロードアシストサービスとは（パンフレット6ページ抜粋）**

**車両搬送・緊急時応急対応費用補償特約（移動サービス用）のこと。**

**・車が事故もしくは盗難にあった場合、故障もしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、修理工場などにレッカー搬送された場合**

**・車両自体に生じたトラブルもしくは電気自動車の充電切れにより走行不能となり、走行不能となった地において自力走行できる状態に復旧した場合**

**→上限額15万円の範囲内で補償。**

**・その他、故障相談サービス（整備有資格者がお電話でアドバイス。利用回数制限なし）もあります。**

1. 事故の連絡（提供会員⇒センター⇒女性労働協会⇒東京海上日動）をしたあと、誰に移動サービス専用自動車保険担当から連絡が来るのか？

（一般的な任意保険対応としてよくある、必要な初期対応はどのようになるのか？）

**→事故対応部門の担当者から提供会員にご連絡することが原則。ご要望や必要に応じてセンターや代理店(女性労働協会)が事故対応部門とやり取りすることもあり得る。**

1. 初期事故対応以降、その後の経過について報告があるのか？また誰に対してあるのか？センターや代理店（女性労働協会）にはあるのか？

**→事故対応部門の担当者から提供会員にご連絡することが原則。ご要望や必要に応じてセンターや代理店(女性労働協会)が事故対応部門とやり取りすることもあり得る。**

⑦　軽い事故で、事故の相手から「お互いにバンパーのへこみ程度ですから、双方自分で直そう」という申し出があった場合の注意点は何か。車両保険ある場合とない場合での違いについて。

**→前提として、事故の軽い・重いは関係なく、どんな事故でも必ず現場での示談を避け、警察への届け出をしてください。**

**（車両保険ありの場合）**

**車両保険金が全額支払われない可能性があるため、小さな事故であっても現場示談は避けて頂くべき。警察への届け出もなされない場合は、事故の発生そのものについて疑義が生じる可能性もあり、スムーズな車両保険金のお支払いができない可能性もあるため、警察への届け出もお願いします。**

**（車両保険なしの場合）**

**車両保険なしではありますが、後々のトラブルを避けるたにも現場示談は避けて頂き警察への届け出もして頂くようお願い致します(体の痛み等は事故から時間がたってから生じる場合もあります)。**

⑧　（もらい事故について）　この保険に限らず、提供会員に過失が０％のもらい事故の場合は相手がきちんと任意保険に加入していたら、その相手の任意保険会社の担当からの示談の対応は、ドライバー自身で実施するのが普通と考えてよいか。※提供会員が活動中にもらい事故に遭った場合は、この保険では関知しないということでよいか。

**→ご理解の通りです。但し女性労働協会および任意保険会社に事故報告そのものは行ってください。**

⑨　過失がわずかでも、まちがいなく提供会員に過失がある場合は、東京海上日動の担当者が相手側の保険会社の担当と交渉してくれ、かつ提供会員の任意保険の使用があった場合はそちらの保険会社とも対応してくれるのか？

**→東京海上日動の担当者から提供会員の任意保険会社へ、過失交渉は東京海上日動に一任でよいか確認の上、東京海上日動が過失交渉を致します。**

⑩　事故報告書には、提供会員の記入欄に「修理工場名」の欄があるが、修理工場はこの保険の場合は考慮すべき部分はあるのか？また選択の方法に制限はあるか？

**→ご自身で選択頂くことも可能だが、東京海上日動と提携している修理工場を紹介することも可能。 (この場合、事故報告頂いた後、事故担当者からご連絡を差し上げるまで少しお待ち頂くことになる)**

**なお提携工場には、事故車の引き取り・納車と無料代車の提供サービスもある。(修理そのものは有料となります)。**

**自走不可となるような大きな事故で、ロードアシストサービスにご相談頂き、修理工場を決定ください。**

⑪　車両保険のみを使用する場合はどのような場合か？

**→動物との衝突、墜落・転落、車庫入れに失敗等が考えられる。**

⑫　電気自動車で送迎活動する場合ならではの補償はあるか？

**→電欠発生現場での充電や最寄りの充電施設等までの搬送する車両搬送費や、電欠発生現場でEVを充電するために要した費用も補償の対象になります。ただし、電気代は補償外となります。**